

第4回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年11月15日（木）9:58～11:32

2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、林いづみ

（専門委員）白井裕子、齋藤一志、藤田毅、本間正義、三森かおり、渡邊美衡

（事務局）窪田規制改革推進室次長

小見山規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：本郷林野庁次長

農林水産省：渡邊林野庁林政部長

農林水産省：小坂林野庁国有林野部長

農林水産省：山口林野庁林政部企画課長

農林水産省：鳥海林野庁国有林野部管理課長

農林水産省：吉村林野庁国有林野部経営企画課長

農林水産省：信夫大臣官房政策課長

農林水産省：山北大臣官房審議官（兼経営局）

農林水産省：依田経営局経営政策課長

農林水産省：押切経営局農地政策課長

農林水産省：峯村経営局農地政策課農地集積促進室長

農林水産省：太田農村振興局次長

農林水産省：庄司農村振興局農村計画課長

4. 議題：

（開会）

1. 国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームについて

（農林水産省からのヒアリング）

2. 農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制等について

（農林水産省からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、ちょっと定刻よりは早いですが、皆さんおそろいのようなので、第4回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、大田議長、金丸議長代理が出席であります。

長谷川座長代理、新山委員、青木専門委員、林専門委員は所用により欠席であります。

それでは、これからは飯田座長に司会進行をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○飯田座長 本日の議題に入ります。

議題1は「国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームについて」農林水産省より御説明いただきます。

本議題については、これまで、農林水産省より現状と課題について説明いただきましたが、本日はその後の検討状況についてヒアリングを行うことといたします。

それらの現時点での検討状況等について、農林水産省より御説明いただきます。

よろしく願いいたします。

○本郷次長 おはようございます。林野庁次長の本郷でございます。

先だって、一度御説明をさせていただきましたけれども、その後の検討状況ということで、深めてまいりましたので、御説明したいと思います。

お手元の資料1でございます。

1ページおめくりいただきまして、前回、現行の伐採のやり方にプラスして、こういう新たなスキームで「国有林の一定の区域で、意欲と能力のある林業経営者が立木を一定期間、安定的に伐採できる仕組み」みたいなイメージをお示しさせていただいたところでございます。

これはその下にございますように「資源の充実が進む中、国有林材も国産材全体の供給量の増大に沿って増加させていく」ということで、その国産材の供給量の増大のためには、新たな需要も創出していかなければならないと考えております。

このように何らかの増加が見込まれる国有林材について、従来方式に加え新たなスキームを導入して、地域全体の需要を創出しつつ供給を拡大したいというのが、今回の趣旨でございます。

左下にございますのは、国産材全体がこのように伸びていくことを想定している中で、国有林の木材供給も、ほぼ軌を一にして伸ばしていくと考えております。

この新たなスキームのポイントとして5点、今、検討している中身を以下で御説明したいと思います。

2ページ目で「区域設定の考え方」ということで、森林の条件については、スギ、ヒノキ、カラマツなど一般に流通している樹種、それから、森林の状態が良好で、出しづらいような奥山ではないところ、それから、そういう人工林がある程度まとまっているところを考えております。

また、国産材供給量の増大へのニーズがあって、民有林と連携して林業・木材産業の振興を図ることが可能な経済的社会的条件のあるところ、もちろん、資源量を確保するための面積がとれるところです。

面積につきましては、意欲と能力のある林業経営者、これは森林組合とか素材生産業者、自伐林家等が入るわけでございますけれども、地域の森林の実態を踏まえて、対応できるような規模ということで、基本は数百ha、年間数千m³の素材生産量を想定しますけれども、木材の大幅な需要拡大が見込まれるような場合には、大規模なものも設定するという考え方でございます。

3 ページ目で、こういう意欲と能力のある方に、一定の区域で安定的に伐採をすることについて、権利を設定するというお話を前回させていただきましたけれども、権利を設定する区域の設定期間についてでございます。先ほど申し上げたような森林組合、素材生産業者、自伐林家等の実態を踏まえたものについては、10年間を基本的な考え方として設定したいと思っております。

ただ、先ほど申し上げた大規模なものについては、その需要の大きさに応じた区域面積に応じて、長期の期間を設定するということではございますけれども、前回もお話ししましたように、人工林のワンサイクルである50年を上限として考えたいと思っております。

権利の内容の考え方で、どういう権利なのかですけれども、これは事業者が将来の見通しを持って事業を実施して、投資や人材育成に取り組めるために長期的に安定した権利にするための物権的権利です。物権的権利とは何なのだとということでございますが、我々の行政分野では、いわゆる漁業権とか、あるいは経済産業省のほうになりますけれども、鉱山の採掘をする鉱業権と同じようなみなし物権という形で設定をしたいと思っております。

権利の対価については、長期的、安定的に伐採・取得することで期待される収益の増加分を、一部徴収することで考えております。

次に「権利の設定を受ける者の要件」でございます。

先ほど森林組合、あるいは素材生産事業者、自伐林家という業種的なお話をさせていただきましたが、事業を確実に行う技術的能力と経理的な基礎を有することが、まず条件になると思います。それは森林経営管理法の中でも御議論いただいた意欲と能力のある林業経営者として都道府県が公表しているものと、あと、国有林の事業だけを担って、今、事業をしている者もございますので、そういう意味でのそれと同等の技術的能力、経理的な基礎がある者も対象に考えております。

それから、木材の新規需要開拓を行うような、川中、川下の事業者と連携して活動すると認められることでございます。

これは新たな木材の需要を創ることによって、国有林から木を安定的に切り出すことが、民有林からの木材の供給を圧迫しないということで考えている要件でございます。これまでに無かった新たなものを需要として拡大していきたいという、川上から川下の連携を図れるものを対象にしたいと思っております。

※は森林組合単独の素材生産業者、自伐林家だけではなく、複数のものが共同で権利の設定を受けることもできるようにして、地域での協働・連携を推進してまいりたいと思っております。

5 ページ目で、一方で国有林は公益的機能の発揮を期待されておりますし、公益的機能の確保は命題になっておりますので、この新たなスキームを設定する際にも、権利を受けた者が伐採をするためには、施業の計画を5年ごとに作成して、これを国が認めた場合に伐採できる仕組みにしたいと思っております。

国有林は現行の伐採、収穫のルールがございまして、1カ所の伐採面積の上限、これは今、5haを上限にしておりますけれども、こういう5haを超えるような皆伐はできないこととございますとか、尾根や溪流への保残帯の設置、あるいは総量として、ある特定の区域に伐採が集中しないように総量の上限を設定しているところでございます。そういうルールを事業者にも守っていただくことで、国が審査をしていきたいと思っております。

結果として、このようなことを担保すれば、公益的機能の確保が図られるとともに、短期的に大量の伐採などが行われるようなことはなく、地域の方々にも安心していただけるのかなと思っております。

6 ページ目で、造林についてでございます。

伐採をするとその後の造林が必要になるわけでございますけれども、権利者に伐採と一貫して造林作業を行わせるという仕組みを整備したいと思えます。

これは効率性を得るためでございます、伐採した方が、すぐその場で伐採後に植栽の作業をすれば、機械を共用とか、あるいは一旦伐採のために上げた機械を使って、そこにございますように、植えるための地ごしらえという作業でございますけれども、そういうことをこの機械を使ってできるとか、植える際にも、伐採した後、すぐ植えるのであれば、右側でございますように、周りの植生も非常に少ない状態で植栽することができるということで、効率性が高まることを狙いまして、一貫作業として行わせることを考えています。ただし、造林木は将来のために国の所有物となると前回説明しましたけれども、国が経費を出したいと思っております。

7 ページ目で、前回もお話をさせていただきましたけれども、資金供給の円滑化のイメージでございます、川上、川中の事業者についての、対象者の拡大、赤で太字になっているところでございますけれども、さらに川下の木材製品の利用者という方々を、融資制度を拡充しまして、こういう川上から川下の連携を図るサプライチェーンを作っていただく方には資金供給を円滑化していきたいと考えております。

8 ページ目で、今、お話ししたようなことをまとめると、そこに書かれているような内容になるのかなとイメージとしてお示しをしたところでございます。今、お話ししたことと重複しますので、この部分についてはまとめということで御理解をいただきまして、説明は省略させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

では、まず私から純粋に質問なのですが、今回の御提案いただいた内容で非常に特徴的なのが、物権としての設定を行うところかと思えます。こういった公設でそれを民間に委ねるといって、どちらかというところは最近PFIFの形で行うことが多かったかと思うのですが、ここでPFIFよりも物権化のほうが優れたスキームであると判断された理由を伺えればと思えます。

○渡邊林政部長 法律の制度の話なので、私から御説明をいたします。

まず、PFIFもそういう意味ではみなし物権になっておりまして、運営権は物権みなしが効いております。では、なぜPFIF法と一緒にやらないのかということなのですが、PFIF法は、施設の所有は国ないしは地方公共団体の行政機関が持っている施設で、その運営権を民間に委ねることなのですが、今回の国有林は、木を最終的には民間の人に所有権を移転してしまいますので、そういう仕組みは今、PFIFにはないですし、所有権の移転が行えるのが今回の一番重要な部分でございます。

PFIF法とは別に今回制度を作っているわけですが、権利を受けた人は、途中で国の方針が変わったりして対応が変わりますと、これだけのエリアの木が切れるというのを前提に事業計画などを立てられるでしょうから、そういう将来の予見性をしっかり与えてあげる意味で、しっかりした権利を付与したほうがいだろうということで、PFIF法とは違うのですが、同じようなみなし物権という制度で、相手の権利を守ることを今回考えてございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では本郷次長、どうぞ。

○本郷次長 補足をさせてください。この権利は立木に設定する権利ですので、土地に関してはあくまで国有でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では白井専門委員、どうぞ。

○白井専門委員 4点ほど質問があります。

まず、従来方式に加え、今回のやり方を設定することによって、今回の新しい方式は、国有林の何%ぐらいを対象にされていますか。

これまで国有林事業を受けてきた事業者は、今回も仕事を受けることができるのか。また森林組合も自分たちで積極的に販売していなくても良いと考えている所もあるようです。今回の事業は供給と需要がつながる非常にいいチャンスだと思います。この点どうでしょうか。

あと、数百haだけでは規模が小さ過ぎるのではないかと。1人で数千ha持っているような山林所有者もいます。大も小もいろいろな事業者が本事業を受けられる制度設計への配慮が必要ではないでしょうか。プロジェクトファイナンスなどを組んで、スケールメリットを出す可能性のある事業者も出てくると思います。その方々にとっては上限の規模が小さ過ぎると思います。

先ほどの国有林の何%かに関係があります。どこからどれだけの建築用材、そして未利用材が出るのか、大体、林野庁さんではボリューム感が分かると思います。大体この地域からこれぐらい出せますよというボリューム感を出していただかないと分かりにくい。新しく事業展開を考える方には、検討しづらいのではないのでしょうか。用材としてはこれぐらい、未利用材、バイオマスとしてはこれぐらい、林野庁さんは、大体お分かりなのではないのでしょうか。

あと、路網整備はどちらがやるのでしょうか。コストパフォーマンスが上がる設計だと思います。公と民の役割分担、どこまでを公共がして、どこまで補助が出るのか。

最後、林野庁さんも心配されていますように、誰が幾らで買うか分からない材が出てくると、民有林を圧迫すると思います。材価が下がる可能性があります。今回、資源の供給と需要がつながるいいチャンスだと思いますので、価格を下げない制度設計が必要だと思います。

○小坂国有林野部長 ありがとうございます。国有林野部長の小坂でございます。

ボリューム感というお話がありました。どれぐらいのパーセントかは、なかなか正確には今、お示しすることはできないと思うのですが、大体国有林から400万 m^3 ぐらいの木材が供給されています。我が国全体は2,950万 m^3 です。それが今後、我が国全体の供給量を4,000万 m^3 に上げたいというのが目標でございます。現在、国有林からも同様に増えて、将来的に600万 m^3 ぐらい、やはり国有林も資源が成熟化してきますので、供給できると思っています。

要すれば今後200万 m^3 ぐらい国有林からの供給が増えてくる。そういうものを対象に、この新しいスキームを使って需要を創りながら、委員御指摘のとおり、ちゃんと需要を創らなければ、例えば材価が暴落するとか、そういうことになりますので、需要を創りながらこのスキームでやっていきたい。ですから今、400万 m^3 を600万 m^3 にする。その増える200万 m^3 の一部をこれでやるというようなことを考えておりますが、それは地域の状況にもよりますので、従来方式は基本的に残しながら、増える200万 m^3 を対象に新しいスキームでやっていきたいと考えているのが1点目でございます。

2点目は規模が小さいのではないかと御指摘を受けました。規模については、基本的には今、やはり地域で頑張る意欲と能力のある林業経営者の方が、やはりきっちり新しいスキームでも対応できるように、数百ha、年間数千 m^3 を、想定しているとお示しさせていただきましたけれども、それについては、地域の実情に応じてもっと大きな規模が欲しいのであれば、そういうものにも対応できるような形で運用の面で対応していくのかなと思っています。

3点目でございますけれども、国有林を開放するというイメージではなくて、国有林に今生えている立木の伐採の権利をみなし物権として与えるということですから、国有林を開放して自由に使わせるというイメージではございません。

一方で今、国有林について立木販売で、山に生えている木を入札にかけて、森林組合や

素材生産業者がそれを落札して受けるわけですが、その場合、買った立木を森林組合は伐って、それを丸太にして販売するというのを既にやっていますので、そういう立木販売を一年一年ではなくて、10年分まとめて予約的に使えるような、そんな権利と考えていますので、今の森林組合が国有林の山を買って販売していないということではなくて、今、立木販売という形で山を買っていただいて、販売もしていただいているということでございます。

路網整備のお話がありました。路網整備は、基本的に林道は国のほうが計画的に整備していく考えでございます。ただし、施業をするときに当然作業道の整備が必要になります。その部分は権利を受けた権利者の方に、いわゆる森林作業道を整備して、木を伐っていただく。そういう役割分担でやっていくのかなと思っています。

最後に、民業圧迫ともつながるのですが、今回の制度で、例えば材の供給が増えて、材価が下がるようなことはあってはいけないと思っています。ですから、今日の資格の要件にも書いたように、新たな需要拡大をする川中、川下と連携して、今回出てくる国有林の材が既存需要を食うのではなくて、新しい需要につながっていくということを、我々がチェックさせていただいて運用をしていきたい。それによって需要も増えますし、材価の暴落も防げると考えているところでございます。

○白井専門委員 ありがとうございます。

400万 m^3 から600万 m^3 に増える200万 m^3 分の一部ということは、最初は小規模で段階的に増やすということでしょうか。

また奥山にも、かなり植えていると思います。この規模ですと、その奥山はもう触らないと考えてもいいのでしょうか。

○小坂国有林野部長 奥山の条件の悪いところであるとか、当然国有林は公益的機能の発揮を第一に管理経営をしていますので、例えば生態系の観点から重要なところの人工林は、今回の対象にはならないと思っています。

それと、国産材の供給量自体も、実は平成14年、国全体で国産材が1,600万 m^3 でございました。それが順次増えて、現在、2,950万 m^3 まで、年々需要を創って増えてきております。それに対して国有林のほうも、当然人工林が利用期を迎えてきていますので、例えば平成14年当時は200万 m^3 ぐらいだった供給量が、今、400万 m^3 ぐらいまで上がってきています。そういう形で今後も需要を創りながら、成熟してきた資源を使いながら順次供給量を増やしていく考え方で進めていくことだと思っています。

○本郷次長 白井先生のおっしゃられた奥山については、公益的機能を重視していくという観点で、将来的には間伐を繰り返して針広混交林であるとか、複層林にしていくとか、そういう公益的機能を重視した森林にしていくことを目指しておりますので、今回この人工林を基本的には皆伐をして、再造林をするようなところに奥山を考えているわけではないと御理解をいただきたい。

先ほどお話しされたバイオマスと用材の割合でございますけれども、これは地域によっ

てまちまちなのでどうかというのはありますが、雑駁に私の感じで言えば、多いところで3割、少ないところだと2割と思います。

○白井専門委員 どちらが3割ですか。

○本郷次長 バイオマスです。

バイオマスがそれ以上多いようなところは、金にならない山なので、それでもどうしても欲しいというところがあれば、またそれは設定されることもあるのかもしれませんが、基本的にはそういう資源の状況のいい山をこの対象にしていきたいと思っております。

○白井専門委員 もし可能であれば、今度は地図とか、国有林はもう場所が分かっていますし、査定できるノウハウも林野庁さんはお持ちだと思うので、このフローチャートだけですと具体的に分かりづらいため、どこからどれぐらい出てくるなど、お示し頂けますか。200万㎡の一部ですよ。そうすると、国有林だけを受けてきた事業者がいらっしゃり、その事業者もほぼ決まっていると思います。結果的に、これまでと、ほとんど変わらなくなるのではないかとともに思います。

○小坂国有林野部長 場所の特定につきましては、今日区域の設定の考え方をお示しさせていただいていますけれども、そういう考え方に基づいて、例えば森林の状況、さらには地域の、やはり国産材を増やしてほしいというニーズとか、そういうものを踏まえて設定していきますので、なかなか今の時点で示してほしいと言われても、ちょっと我々も難しいというのが、正直なところでございます。

それと、やはり今、国有林の材を使って地域で頑張られている方もおられます。小さいながらも一生懸命やられている方もおられますし、製材所と一緒にサプライチェーンを作っている方もおられます。そういう方は、やはり従来方式の中で仕事をやられている方がいますので、そういう方は引き続きそこで頑張ってください、これから国産材の供給量が中期的に見て、国有林材も含めて増えていくと、我々はそう思っていますし、その増えていくことが、国全体の自給率目標にもつながっていくと思っていますので、急に増やすのではなくて、段階的に増やしなからと思っていますところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では林委員、どうぞ。

○林委員 御説明ありがとうございます。

今の権利の設定のところ、もう少し教えていただきたい点がございます。

今回のみなし物権的な権利と設定するに当たって、これは国有の山林の土地についての地上権的なとか、運営権的なものを与えるのではなくて、立木に着目した権利として設定される御趣旨の説明だったかと思うのですが、土地の運営権を与えるのではなく、立木に着目した権利の構成にした理由は何なのかを、まず1点教えていただきたいと思います。

その上で立木に着目した権利としても、伐採したときに造林についても同時にさせるということでございますが、その造林の内容については、民間側の自由度があるものなのかどうか。伐採権をコンセッションなどで民間にやらせる場合には、経営の民間委託的なメ

リットも考えていると思うのですが、今回のように立木に着目して、造林の経費を国が出すということになりますと、その点の民間の経営ノウハウを生かすという点が、果たして確保できるのかどうかと、その2点をお教えいただければと思います。

○渡邊林政部長 まず1点目のなぜ土地の運営権ではないのかですけれども、国有財産法では、まずは国有財産についての定義自体が、不動産とそれの従物と書いてあるのです。なので、今回の森林も土地とそれの従物になっておりますので、立木の部分は、最後は動産になるのですけれども、生えている間は不動産の一部ということなのです。財産的価値があるのは基本的には立木の部分ですから、立木を対象に財産価値を独占させるというか、そういうことを考えてございます。

恐らく受ける人たちは、土地まで全部何かやらせてくれというのは、非常に負担感が強いのではないかと思いますので、そういう意味では丸ごと渡すよりも、今回の制度のほうで民間の方々の希望には沿っていると思いますし、前回も言いましたけれども、丸ごとしたときに、災害が起こったときにどうするのだという話が必ず出てくると思うのです。そういうことなので、土地については全部国が所有権を持っているし、処分権も全部持っているという形の上で、立木の部分についてだけ権利を設定することを考えてございます。

造林についても、そういう意味では民間の方々に、例えば今、スギを植えているけれども、全然違うものを植えたいとかいう御希望があるかもしれませんが、公益的機能の維持だとかそういうことを考えると、この樹種でないと国としては困るというようなこともあるかと思いますので、どのくらいの密度で植えるのかとか、どういう樹種を植えるのかとか、そういう判断権は、やはり国に残さざるを得ないと思っています。作業そのものは伐採に行ったときに一緒に植えるほうが効率的なので、作業を一緒にやらせるということは、やらせようと思っているのですけれども、何を植えるのかとか、どういう密度で植えるかみたいなことは国に留保するというを前提に考えております。

○林委員 ありがとうございます。

災害対策という公益的な観点で、土地の運営権的なものは、国がやはりしっかりと確保するというで理解いたしました。ただ、その場合の造林の内容については、スギ花粉で国民が悩んでいるときにまたスギをたくさん植えられるのですかなど、プランを決める際にはいろいろな声も聞いていただきたい。また、国としても、国有林がコスト部門としてだけでなく、プロフィット部門にもなるようにお考えいただけるといいのではないかと、これは意見でございませぬ。

○小坂国有林野部長 御指摘のとおり、スギ花粉が出るようなスギをどんどん植えようと思いませんし、そういう意味でも国のほうから、無花粉スギでないとだめですよというような形にしていきたいと思ひます。さらに一貫作業をやらすという中で、やはり民間からもどんどん提案させて、効率的な取組というのを引き出していきたいなと、それは運用面になりますけれども、その部分は彼らのノウハウとかを引き出して運用していきたいなと思ひております。

○飯田座長 では本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 御説明ありがとうございました。

先ほどの白井専門委員の御質問にも関係するのですけれども、市場の見通しです。供給が増えて価格を下げないために需要を開拓するという、そのこと自体には賛成するところなのですが、具体的にどこの部門の需要を開拓していくのか。そのためにどういう手段を農水省としてはやろうとしているのか。その辺りが何となく見えない。

それから、需要創出の手段と、それに関する詳細な需給見通しみたいなものをきちんと作成するおつもりはあるのかどうか。需要が増えたところで、その需要が外材に回っていくということでは、問題があるので、国産材自体の需要に関して、やはり国産材でないといけないのだというようなところを含めて計画、あるいは見通し、その辺りの詳細なところをお聞かせいただければと思います。

○本郷次長 4ページ目をお開きいただければと思います。どんなものを新たな需要として考えているのかでございませう。

②のところは木材の新規の需要開拓、先ほど説明のときには飛ばしてしまいましたけれども、こんなものを代表例として考えて、もっと民間の事業者にはそこはアイデアがあるのかもしれないけれども、我々が今考えているのは、CLTと言われている新しいパネルの工法です。こういうものを使った建物ですとか、2×4と言われている住宅、あるいは建築物の建て方に関して、今、ほとんどの場合がカナダ材なわけでございますけれども、これを国産のものに置き換えていくということ、これは既にスギの2×4の工場ができてきて、そのところのシェアを奪いつつあるところでございませうので、そういうところを伸ばしていきたいということでございます。

また、これまでなかなか木材が使われてこなかった非住宅の建築物について、木材をできる限り使っていただくというようなこと、それから、今、スギの輸出ですとか、合板の輸出ですとか、そういうものも増えてきておりますし、特にアメリカではフェンス材と言われているスギの需要が急速に増えています。そういうものを狙って、安定供給をしてほしいような事業者について、対応していければなと思っております。ただ、量的にどの分野をどれだけというのは、ちょっとなかなか難しいところがあります。

○渡邊林政部長 需要は私が担当しておりますので、まず、需給の関係で言いますと、供給は先ほどちょっと次長からお話をしましたけれども、平成29年度で2,953万m³が出ておるのですが、平成37年目標で、これは閣議決定で決めておりますけれども、4,000万m³まで増やすと、要は今から1,100万m³供給を増やす計画が立っております。

それに対して需要なのですけれども、主に建築物が非常に大きな需要先なわけですね。今、3階建て以下の住宅は8割とか9割木造なのですけれども、実はその木造住宅の半分は外材です。あとは4階以上の中高層ですとか、非住宅の部分は、まず中高層はほとんど木造建築は今現在ありませんし、非住宅の低層の非住宅も今5%ぐらいしかない。ここをまず木造住宅で国産材比率が半分しかないのを、例えば6割に上げるですとか、非住宅で今5%

のものを10%ぐらいに引き上げることで試算をしますと、大体全体として1,100万㎡ぐらいです。

これは建材だけではなくて、ほかにもバイオマスとかそういうものも入れてですけども、1,100万㎡は十分可能だと考えておりますので、供給と需要との関係はバランスがとれて、国産材で増やした分は需要を開拓できると我々としては見込んでございます。

○本間専門委員 試算は分かるのですが、国産材比率を6割にたり上げるとか、非住宅は10%にするといいますが、具体的にどうやってそれを実現するのかが見えないというのが私の質問なのです。その辺りについて、もう少し御説明いただければと思います。

○渡邊林政部長 例えば今、住宅では2×4の建築住宅がかなり増えてきていますが、この2×4というのは御案内のとおり、もともと建築方式がカナダから輸入されたものなので、北米材がほとんどなのです。そこを今、国内の大手のハウスメーカーでも日本のスギを使った2×4というのを造り出しております。

こういうことをもっとほかのメーカーの方々にも頑張ってもらうですとか、従来からCLTについては今、公共建築物を中心にしておりますけれども、これも民間で実際に、前回も御説明したかもしれませんが、仙台のほうでCLTと鉄骨のハイブリッドのマンションが現実に今、まさに建てられているわけですけども、そういうのがどんどん広がっていくですとか、そういう動きがございまして、政府としても、そういう動きに対して、予算措置でメリット措置を付けて誘導していくようなことをやっていこうと考えてございます。

○飯田座長 では、議長どうぞ。

○大田議長 3点お伺いします。

1つはこの新しいスキームでの権利付与について、これはかなり長期の契約で、しかも国民の財産を使うわけですから、今の漁業権のように新規参入を阻む既得権になってはいけないわけで、よほど透明で公正な手続で対象が選ばれなければいけないと思います。前回のお話では公募して指名するということでしたが、ここは競争入札にすべきだと思います。もちろん価格や、過去の実績や、伐採後の資源をどう活用するのかという資格要件は設定して当然だと思いますが、競争入札にすべきだと思います。この点についての御意見を聞かせてください。

2つ目は7ページの新しい融資制度について。御説明の範囲では、余りに漠然としていて、これだけで結構ですねというわけにはいかないような制度だと思います。どういう対象に、どういう要件で、何を財源として、そのときの融資条件は何かといった詳細は、いつごろ決まるのでしょうか。

3つ目は、これから10年間、平成37年までですか、林業全体の付加価値生産額を5,000億円にしていくというKPIがありますけれども、この具体的な計画内容をお示しいただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

○飯田座長 では、どなたか。

○小坂国有林野部長 では、1点目の御指摘でございます。我々も公平に、公正に権利者を決めなければいけないと思っています。今、例えば国有林で事業をやる場合、総合評価落札方式ということで、事業者の取組、例えばコスト縮減をこのように行うであるとか、そういうものを評価することと、あとはお金です。価格面を評価する。それを全体的に、総合的に評価する。いわゆるスコア化して、一番点数の高い人に決めるという方式を一般的に採っております。

これもこれからの運用になるのですけれども、この新しい権利についても、公募して、提案していただいて、その中には将来のコスト縮減とか、いろいろな工夫の提案もいただいて、さらには価格面の提案もいただいて、それを総合的に評価して一番点数の高い人に決めるという手順に沿ってやっていきたいなと思っています。ですから、御指摘のような方向でやろうと思っているということでございます。これが1点目でございます。

○渡邊林政部長 残りの御質問について、お答えをいたします。

まず、融資制度ですけれども、実は今、木材産業等高度化推進資金という制度がございます。これは、原資は政府から農林漁業信用基金にお金が出まして、その信用基金が都道府県にお金を出して、都道府県もお金を出す。つまり国のお金と県のお金で金融機関に出して、そのお金とさらに金融機関がそこにお金を出して、だから国と県と金融機関でお金を出して、木材製造業者などに資金を提供する公的な資金制度が実はございます。

これを今までは山元の人と、卸までの川中までが対象だったのですけれども、最終事業者の工務店とか、そういうところもこの融資制度の対象にできないかということは今、検討しております。また法制的な検討を今進めている最中でございますので、最終的にどうということになるのかは、ちょっと今の段階では申し上げられないのですけれどもね。

○大田議長 財源は拡大するのですか。今の財源の中で対象を拡大するのですか。

○渡邊林政部長 そういことです。財源は変わらないということでございます。

あと、5,000億円にするための工程をお示ししろというお話がございました。皆様には確か今年の4月に林業のKPIを決めるときに、工程表も決めていただきまして、金丸議長代理から誰が担当するのかお示ししろという要請があり、お示しさせていただいたと思っておりますけれども、今、それに沿ってしっかりやっております。

5,000億円のところにつきましては、例えば「原木生産の集積拡大」「流通全体の効率化」「加工の生産性向上」「木材の需要拡大利用促進」という4つの項目が工程表として定められていますけれども、今年の4月とか6月に決めていただいたものを、今まさに予算要求などをやって、あの工程表を実現すべく、しっかりやっているところです。

○大田議長 その4つの柱のそれぞれの内訳はできているのですか。

○渡邊林政部長 それは皆さんに御承認いただいたものが。

○大田議長 その中身は。

○渡邊林政部長 例えば原木生産の集積の関係で言いますと、まず市町村における登記情報の収集をやるとか、あと、森林経営管理法を成立させるとか、条件のよい人工林に対し

て路網の整備の重点化だとか、高性能機械を導入するとか、あと、意欲と能力の林業経営者のリスト化を行ってその育成を図るとか、あとはその中に長期大ロットで国有林の立木の伐採販売を可能とする法整備を行うとかいう項目が立っております。

○大田議長 レビューは毎年やっていくのですか。

○渡邊林政部長 今後どうするかは、これは規制改革との、これからの検討事項だと思います。

○飯田座長 では白井専門委員、どうぞ。

○白井専門委員 需要のほうです。CLTや2×4は、主にB材です。A材の需要喚起はどうされるのでしょうか。量も大事です、しかし、それ以上に、材価を上げる、下がらないようにすることが重要です。国産材は外材よりも既に安くなっているのです、木材の価格を上げることが重要だと思います。まずA材の需要です。A材は、手間をかけ、在庫を持ったりします。とにかく早く安く単一のもを大量生産して在庫を持たないビジネスモデルとは、A材は違う製品も多いです。山に再造林費用を還すA材の生産と流通をどう取り戻すか、例えばJASとか、制度設計に一工夫要ると思います。どのようにお考えですか。

○飯田座長 これについては、例えば鉄鋼業界とかですと、いわゆる鉄骨建てを普及させるために、かなり災害に強いですとか、耐震がとか、随分いろいろなキャンペーンをやっていたかと思うのですが、A材、値がさの材を売るための何か企画とか、そのための業界への働きかけなどあれば、合わせて教えてください。

○渡邊林政部長 先生のおっしゃるとおり、A材の需要拡大は非常に重要だと思っておりますし、これがなかなかおいそれと進まないところが我々の課題なわけですが、まず予算で、先生がおっしゃったような、今後は非住宅や何かに使っていただくように、構造計算の対象になりますので、JAS材がぜひ必要だということで、JASの無垢材を使ってもらうような予算制度を今年度から組んでおりますので、そういうことで無垢材の需要を広げていきたいと思っています。

あとは横架材などについても、BP材とかそういう新しい技術も出てきて、BP材は柱をぺたっと接着剤で束ねて太い横架材を造るものなのですけれども、そういう技術も出てきていますので、新しい技術の開発も予算を使って普及させていこうと考えてございます。

○飯田座長 では小坂部長、どうぞ。

○小坂国有林野部長 あと、もう一つ補足させていただきますと、この規制改革の場でも流通改革ということで、要はA材を使ってもらうには、やはり工務店の皆様、住宅を建てる皆様方にやはり価値を見出して、施主の人にアピールしてもらわなければいけない。そうすると、そういう工務店の皆様と製材が連携しなければいけない。さらに山側も連携しなければいけない。やはりいい材を使った、健康にもいいし、見た目もいいし、そういう付加価値の高い住宅を供給するサプライチェーンを作っていかなければいけないです。

そういう意味では、そういうサプライチェーンを作るためのプラットホームを作りなさいというお話をいただいて、それは来年の予算に向けてそういう取組もやろうと思っています。

ますので、そういうようなA材を使った住宅を供給するようなサプライチェーンなども作りながら、予算措置と合わせてやっていきたいと思っています。

○大田議長 途中で済みません。伝統構法の振興は、こういう高級材を普及させるには非常にいいと思うのですが、これについては何かお考えはありますか。

○小坂国有林野部長 伝統構法の普及については、一つは建築基準法の関係がありまして、その部分は、国交省が伝統構法を現在の建築基準に適用した場合にどんな問題点があって、どう改良しなければいけないか、どうすれば作れるか、そういう基準面のものは彼らにやっていただいておりますので、それは彼らに委ねつつ、あとは我々は木材を供給するほうですから、やはりそういう伝統構法をやられる方、例えば寺社仏閣とか、そういうところも連携しながらやっていくのかなと思っていますところでございます。

○飯田座長 議長代理、どうぞ。

○金丸議長代理 今、小坂部長からくしくもマーケットメイクに係る、しかも高価格帯の支援というか、農水省、林野庁も真剣に今後やっていただくというお話なのですが、対国交省に対する交渉姿勢はそんなにやる気を感じなかったので、ぜひもっと頑張ってもらいたいのが一つです。

また先ほど、小坂部長から流通コストの削減の話が出たのですが、生産側の供給改革を視野に入れて、海外との競争も考えたりしていく現状を考えると、流通コスト、あるいは加工コストの削減が相当ないと、マーケットで競争力がないという話がありました。この7ページの絵は、川上と川中、川下がこれは連携します、あるいは連携してくださいという要求だと思うのです。

我々は学習した一番先進的な例は在庫レスで木の目の前に人が行くのもありだし、けれども、人ではなくてロボットが行って、そこで画像認識機能を使いながら木を撮影して、リアルタイムで需要家にそれが届いて、その場でその木をこれぐらいの値段なら買いますというようなことが林業先進国では行われているということでした。

日本の林業者の中でも、受注してから木を切るまでにリードタイムを相当短く、数日以内に受注に対して対応するというのをやっていらっしゃる林業者も既にいるわけですから、皆様が今回の改革を通じて、リードタイム、時間軸の改革を、ぜひ検討してほしい。

アパレル業界で、ファストファッションの利益率が20%近くあるZARAは4週間モデルです。デザインしてから売り切るまでです。我が国のアパレルメーカーと小売店は、春というと3カ月単位で物事を考えていて、当然ですけども、4週間単位の人の変化対応力があるわけです。だから、ぜひ需要家にとっても安定供給がなされて、しかもリードタイムが短いというのは、すごく有効だと思うのです。

先ほど工務店の話がありましたけれども、その消費者の方、利用者の方は、住宅を考える検討期間は相当長くて、即断で買ってないわけです。相当検討期間があるので、そのニーズの発生点は相当前から予見可能です。

工務店とか住宅メーカーも同じ課題を抱えていて、だから、そういうニーズを、例えば

究極の人たちはどうなっているかという、ネットで住宅の検索をしている人たち、だから今のビッグデータプレーヤーというのは、皆さんが住宅で検索し始めて、風呂は何がいいかな、キッチンが何かと検索しているデータからすると、この人は近々、しかも検索頻度と価格帯を見ると大体想定が付くわけではないですか。相当手前から需要を察知していくことが、最終的にはアンマッチングにならない。ただ、切ったものをそのまま市場に持って行ったら、当然ですけれども、その需給のバランスによっては、買ったときにあったりするわけです。

今、申し上げたようなことが、本当の林業改革のトータルだと思うのです。私はこの間も言ったのですけれども、民間から提案を受けると言うのですけれども、まず林野庁が知恵ある提案というかデザインをしないことには始まらないと思います。時間軸などもサプライチェーンの中でぜひ考えていただきたい。

それから50年間でマックス値で、今回契約のタームは10年間というお話だったのですけれども、その10年間の中をどう過ごすか。先ほど議長からもレビューはどうするのですかと話がありましたので、私は1年間というのは企業では当たり前ですけれども、業績については国のお金ももらっているわけだから、最低、情報開示が年ごとに行われる。その評価基準も固定的ではなくて、定期的な評価をしていって、10年間も迎えるということだと思うのです。だから、途中の評価も、渡邊部長も頭の中にはおありだと思いますので、最適な方法をぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

何かコメントがあれば。

○本郷次長 金丸議長代理が言われたことの1つの解決策は、この川上から川下に対するサプライチェーンが、ある一定の規模でいつでも切れる山を持っていることが大事なのだという事だと思ってます。今はおっしゃられたリードタイムをやろうとすると、どの山を切るのだという、そこまで登ってから話をしてもしようがないので、いつでも切れる山を持っていることが、こういう注文があったらここを切ろうというようなことができるように、そして、途中の余計な流通コストを削減していく。

あるいは、私たちが提案しろというお話ですけれども、私どもは事業者たちに提案してほしい。こういう加工体制でやるから、これぐらいコストを削減できるとか、今おっしゃられたような、需要を喚起するからこれぐらいの需要が見込めるということをお提案いただいて、それを総合的に我々が見て、そういうビジネスモデルを作ってくださいという意味でお任せをしたいということはこの仕組みで考えていて、それを民有林のほうにもそういう考え方を普及させていきたいなと思っているということです。

評価のことについては、おっしゃられるとおりでと思いますので、事業者から毎年報告を受け、また、必要に応じて随時こちらから、こういうことはどうなっているのだという報告をさせるとか、そういう仕組みを入れたいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

白井専門委員、どうぞ。

○白井専門委員 最後に1点、A材の無垢を売っているところは、1年以上の在庫を持って、需要と供給のバランスを取っている事業体もあります。それぞれ優れたビジネスモデルを作っています。何か制度か補助等で誘導したときに、そういう在庫を持つとか、時間をかけるとか、手間をかけて、きちんといいもの、つまり山を再造林できる価値ある木材を在庫し、売っているところを排除する結果にならないようにしていただきたい。こういった多様性が地域の競争力にもつながります。

○本郷次長 私、個人的かもしれませんが、この目的は立木の値段を上げることだと思っています。立木の値段を上げるための御提案をいただければ、そういう今おっしゃられたような、1年間A材を寝かせて高く売るから途中のコストを差し引いても立木の値段が上がるような御提案をいただければ、ぜひそういうお取組を促進させていくことを願っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

○金丸議長代理 最後に一言、先ほど提案の話があったのですが、私は発注側というか、国側、林野庁の知恵と、それから民間の知恵があって、うまく両陣営でアップしていく。だから最初に林野庁のアイデアがあって、それを受けて民間の人が提案をして、その民間の提案を見て、また今度、林野庁の考えが向上していくという双方ちゃんとやってくださいと言いたかったのです。

それから、在庫については、全部在庫レスと私は言っているのではなくて、ほかの業態でも商品ごとに戦略的な在庫というのはありなのです。でも、戦略なき在庫は買ったときに遭うだけなので、そこはよく考えてくださいと申し上げたかったわけです。

○飯田座長 今回の物権化という新たなスキーム、今後の細部によって非常に大きな林業分野の改革に資することがある仕組みだと思しますので、今後さまざまな細部の詰めなどにも御意見させていただきながら、進められればと思います。

では、議題1については、以上といたします。

ありがとうございました。

(農林水産省林野庁退室、農林水産省経営局、農村振興局入室)

○飯田座長 続きまして、議題2は「農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制等について」です。

本議題については、前回のワーキング・グループにおいて、農林水産省及び事業者より現状と課題について説明いただきましたが、本日は農地の集積・集約化に向けた方向性について、具体的な対応案を含め、ヒアリングを行うことといたします。

では、農林水産省より、よろしく願いいたします。

○山北大臣官房審議官 経営局の審議官をしています山北と申します。よろしく願いいたします。

資料2があるかと思いますが、その下に前回の資料を参考までに配付させていただいております。資料2で説明させていただきたいと思います。

1 ページ目でございます。まず、これまでの現状と課題ということで前回御説明いたしました、それとの関係で対応（案）という右側のほうを中心に説明させていただきたいと思います。まず、総論といたしましては、言ってみれば今までの機構は、現場との連携が必ずしも十分ではなかったこともございますので、農地の集積・集約化という目的に向かいまして、地域の特性に応じまして、いろいろなプレーヤーの方と連携をしていくと、そういったような体制を構築していく必要があるのではないかと整理をさせていただいております。

それともう一つ、前回も相当御議論いただきましたけれども、地域における協議の場の実質化でございます。人・農地プランということで言っておりますけれども、まずはやはりこれから将来に向かってきちっと地域の将来方向をどうしていくのかという、現場でそのことの意識を共有することが何よりも大事ではないかということでございまして、まず今後数年で、少なくともこういった形での人・農地プランといったものを全国で作っていただきたいと論点を整理しております。

現況、出し手の個人名までということで、ある意味では理想を追っていましたがけれども、必ずしもそのとおりになってございませんので、まずは地域内の農地について、耕作者の年代の情報、あるいは後継者がいるかいないか、そういったものを地図に落とし込んでいただく。そうすることによって、5年後、10年後、この地域はどうなるのだといったようなことをまず共有をすることが大事なかなと思っております。

その上で、中心的、将来はこの人に任せていこうといったような、言ってみれば将来方針を記載することを必須としてはどうかと思っているわけでございます。もちろん、さらにそこからスタートしていったって、個々の意向まで確認をしてという次元的にまでできれば、それは理想ですけれども、まずは地域における危機感の共有といったものを第一にしてはどうか。

前回、新山委員から、京都北部の取組も御紹介があったようでございますけれども、京の力のプランということで「京力農場プラン」で進められていることを私どもも承知しております。そこでもやはり将来の設計図だということで、進められているので、まずは危機感の共有、あるいは大枠としての将来の方向だと思っているところでございます。

その上で、プランのコーディネーターでございますけれども、農業委員会制度の改革によりまして農業委員・農地利用最適化推進委員、この30年までで、合わせますと4万人ぐらいの方が選任されてございますので、そういった方々が話合いのコーディネートに積極的に参加する、そういった位置付けを法令で明確化してはどうかということを論点にさせていただいております。

次のページでございますけれども、さらにそういったプラン作りのインセンティブを与えていく観点から、実質化させた場合には、施設整備事業ですとか、あるいは機構の集積

協力金の地域タイプを重点化していくといったようなことを検討してはどうかということでございます。そういった将来方向の合意があるほうが、政策の効果も高いのではないかとということで、このような整理をさせていただいております。

野菜・果樹などにおきましては、言ってみれば農地の問題で集まるといった形にはないということでございますので、産地計画といったような場を活用しながら、将来の担い手を特定するようなことがされているならば、そういったものを人・農地プランとみなすといったような柔軟な対応をしてはどうかと整理をさせていただいております。

それから、一部では農地が、言ってみれば収益の還元価値に近いような価格で取引されているようなところもございますので、そういったところにおきましては、所有権の移転といったことも方法の一つだということで、こういった点については税制上の取扱いを検討してはどうかと整理をさせていただいております。

次に、手続の関係でございます。これは多くの現場からもそうですし、農業者、あるいは関係者全てからいただいているところですが、手続についてでございます。

まずは、現在、出し手から機構へ、機構から担い手へと、2段階に分かれておりますところの権利設定でございますけれども、これを一括して行うことができるような仕組みを設けてはどうかと整理をさせていただいております。

2週間の縦覧のところにつきましては、担い手と農地バンクの意見交換を前提といたしまして、廃止することとしてはどうかと整理をさせていただいております。

また、担い手に求めております毎年の利用状況報告でございますけれども、これにつきましては、農地法に基づきまして、農業委員会の利用状況調査、これが全農業委員会で行われているといったようなことでもございますので、廃止してはどうかと整理をさせていただいております。

それから、農地バンクに白紙委任とよく言われておりますけれども、貸主の承認を得ることなく、貸せるような規定でございます。実際に地域の意に反した形で行われているようなことは、現に無いわけでございますけれども、地域の合意を考慮せずに、突然知らない人がやってくるといったような懸念の声も無いわけではないので、ここについては、そういったことのないように運用方針を明確化していきたいということでございます。

協力金でございますけれども、協力金については、地域ぐるみで集約を進めていく観点からすれば、まず地域タイプに重点化していきたいということもございますけれども、その際に結果として単価が出てくることになると、なかなか話合いが難しいようなことも聞いておりますので、単価の見える化ですとか、あるいは、非常に困難な状況という中山間地域については、平場に比べればかなりハードルが高いことでもございますので、交付基準の緩和をするといったようなことを、めりはりを付けて対応してはどうかと整理をさせていただいております。

ほ場整備につきましては、特に小規模なところについてのニーズも非常に高いということもございますが、こういった非公表の農地の耕作条件改善事業といったものも活用しな

がら、きめ細かな対応をしてはどうかと整理させていただいております。

中山間地域については、農地の問題だけで解決しようとしても、担い手のことから考えていかななくてはいけないようなこともございますので、例えば畑地化を含めた基盤整備をする、あるいは新規作物の導入と、いろいろなことの総合的な対応が必要ではないかと整理させていただいております。その上で機構も農地利用に向けて積極的に関与していくこととしてはどうかということがございます。

次のページで、円滑化事業につきましては、統合一体化というようなことでしてはどうかと整理をさせていただいております。前回、林委員からもそのような御指摘をいただいておりますけれども、統合一体化というようなことで検討していきたい。

ただし、前回もございましたように、特定の地域、特定の県ということではありますけれども、ブロックローテーションですとか、あるいは新規就農を今の機能を使ってうまくやっておられる方々というものはあるわけです。かつ、それによって農地の利用集積に実績を上げられている地域もありますので、そういったところについては、現在の円滑化事業はやめますけれども、配分計画案作りは、現在は市町村に限定されている配分計画の案作りをできる仕組みを作ってはどうかということがございます。

また、2点目でございますけれども、現在、円滑化事業の実施区域と、農地バンクの実施区域が異なっている点については、合わせていってはどうかということがございます。

経過措置でございますけれども、以前、円滑化事業から機構に一括して移そうとしたのだけれども、手続によって断念をしたというようなケースもございますので、この賃借権等を一括して円滑化団体から農地バンクに承継することのできるような仕組みも設けてはどうかと整理をさせていただいております。

それから、業務委託でございますけれども、農地の管理その他について、市町村ですとか、JAとかいろいろなところに委託するわけでございますけれども、ここについては個々の業務委託契約に関する知事の承認は不要としてはどうかということがございます。

市町村団体における集積計画で権利設定をするケースは今でもあるわけでございますが、これについては、必ずしも担い手に農地を集積するといったような観点からすれば、運用の明確化を図っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、意欲ある担い手の確保でございます。農業者が減少しているということで、いろいろな形が今、試行されている。外から来ていただくというケースも含めていろいろな取組をされていることは、前回お話しいたしましたけれども、そういう中で、市町村の区域を越えて、あるいは県の区域を越えて活動されているような方々もおられるということがございます。そういう中で、前回、藤田委員からも御指摘がございましたけれども、市町村が定める認定基準は、当然それぞれ市町村ごとに作っているわけでございますけれども、そういったものを踏まえながら、県ですとか、あるいは県の区域を越えるような場合には国が認定する仕組みを設けてはどうかと整理をさせていただいております。

新規就農のところでございますけれども、新規就農者の確保に向けまして、言ってみれば

ば準備、あるいは開始に当たっての給付金を交付する次世代人材投資事業ですとか、あるいは新規就農者向けの無利子資金の貸付けの運用改善を図ってはどうかと整理をさせていただきます。一部にはJA等で研修や新規就農者の自立支援を行っているというようなケースもございますので、そういった機能については、引き続きできるようにしてはどうかということでございます。

それから、農地所有適格法人の関係でございますが、前回、リース方式が活発に使われている中で、所有については必ずしも、平成28年の緩和との関係で見れば、それほど使われていないということで、農地法の要件そのものは見直さないのですけれども、一方で農業の内部からグループ経営といったようなこともでてきていることを踏まえまして、認定農業者の制度の中で農地所有適格法人の要件の特例、常時従事要件の特例的な緩和といったものを、個別の経営改善計画に定めて、それを認定することによって、そういうことを実現してはどうかと考えているところでございます。

転用期待の抑制のところでございますけれども、この点については、農地集積・集約化を促進するという観点から障害となっているという声もあるわけでございます。

前回、林委員から、転用期待については許可基準まで踏み込んでといったような御指摘もあったところでございますけれども、転用許可基準を見直すなどしてはどうかという観点から整理をさせていただきます。

こういったことを実現するために関係法律を見直すこととして、必要な法案を次期通常国会にということで、最後にまとめさせていただいたということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がありましたら、御発言を願えればと思いますが、いかがでしょう。

林委員、どうぞ。

○林委員 前回、私から質問、意見させていただいた点についても、具体的にただいまの御説明の中で対応方針として御説明いただきまして、ありがとうございます。ぜひともこれが実現するように、私としても願っております。

以上です。

○飯田座長 そのほかいかがでしょうか。

大田議長、どうぞ。

○大田議長 2点お伺いします。

2ページの「所有による権利移転」のところで「所有による権利移転を進めるための税制上の取扱い」とありますが、これは具体的にどういう取扱いなのかというのが1点目です。

それから、最後の5ページの上から2つ目に突然JAが出てきているのですが、「研修や新規就農者の自立支援」というのは、委託事業か何かでしょうか。

以上2点、お願いします。

○飯田座長 では、山北様。

○山北大臣官房審議官 まず1点目、所有の関係でございますけれども、今まさしく調整中でございます。例えば機構との協議みたいな形で一定期間、権利が制限される中で譲渡された場合には、その譲渡所得について、一定の控除制度が設けられているところでございます。

そういう意味では、譲渡所得の控除をどこまでできるかは、私権の制限の程度によって、税制上、いろいろ手当がされている。例えば、収用みたいなものでいけば、その所得については、かなり非課税部分が大きくなるといったような措置が講じられております。地域ぐるみでもって、そういったことを進めていくというような合意のもとで、一定の規制のもとで行われた場合に、そういった譲渡所得の控除額の引上げができないかというのが具体的な内容でございます。

それから、研修等事業のところでございますけれども、これにつきましては、現在、円滑化事業なりをやっているJA等とは、例えば市町村の公社といったものが、中間保有する機能を使って新規就農をしていると、言ってみれば買ったり借り入れた農地を使って、その公社が新規参入をする人をそこで研修をさせ、一定期間後にその研修をした人にそれを貸す、売り渡すといったような仕事をされているところがございます。

そういったものについては、今回、円滑化事業を機構事業に一体化するに伴ってできなくなってしまうということではなくて、できるようにすればいいのではないかと書かせていただいたということでございます。このJA等の「等」は市の公社といったようなものが現に行っているということでございます。

○金丸議長代理 その「等」の中には、ほかにはどんなところがあるのですか。今、市町村の公社だけですか。

○山北大臣官房審議官 円滑化団体になっているという意味では、市町村そのものというのはあります。JA、市町村、市町村の公社です。

○金丸議長代理 特定できるのだったら、書いたほうがいいのではないですか。

○山北大臣官房審議官 現に円滑化事業をしているものは、それしかございませんので、どこまでも広がるということではないということでございます。

○飯田座長 三森専門委員、どうぞ。

○三森専門委員 農地中間管理機構に関して、私たち中山間果樹は棚とか木があるので、結局、農地中間管理機構の活用は現場では難しい状態でございます。特に「原状復帰」ということを言われて、農業者が相対でお借りする場合は相対なのですが、老夫婦、さらに子供が都会で非農家の方々が、この農地中間管理機構の理解がとても乏しいです。現場の市町村の担当者の方も、いろいろな質問に対してお答えができず、夫は半日も時間を費やされました。

やはり入り口の部分で、出し手、受け手がもう少し明確になる、とりあえず出しやす

い、そして、特に私たち農業者が借りやすいような形にするには、今の書きぶりだと、果樹に関しては難しい。特に原状復帰の部分、あとは例えば10年後に関する、問題など実際に果樹や野菜が、木があったり棚があったりするところに関しての現場の問題を、なかなか解決できるようなことの表記が難しいとなると、もう少し現場が柔軟に対応できるような書きぶりが必要だと思います。果樹が特に難しいところはもう一つ、中山間傾斜地にあることで集約することの困難が難しいと思いますので、現場で使いやすい柔軟性を持った農地中間管理機構になっていただきたいとお願いしたいところでございます。

以上です。

○山北大臣官房審議官 今の御指摘については、ちょっと現場の実態も十分お伺いした上で、特に制度というよりは、むしろ運用の問題という気がいたします。御指摘のとおり、ブドウであるならば棚がある。あるいはそうでなくても果樹は樹木自体がありますので、そういったところを含めて、現場でよく意見を伺った上で、運用改善には努めてまいりたいと思います。

特に果樹については、我々も機構事業のかませ方はなかなか難儀をしているところでございますけれども、やはり特に、そのままだとなかなかできないよということで、改植をかませると、そのときに機構が一旦借りて改植事業を機構が行い、その上で、その管理を一部を新規参入する方にお任せをし、将来、そこに引き継いでいくといったような、補助事業と組み合わせた形で果樹地帯を使っていくこともやっているわけでございますけれども、それがまだ点の動きでございます。幾つか事例はできてきておりますけれども、そういったことも現地でいろいろな形でお知らせしながら、運用改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

齋藤専門委員、どうぞ。

○齋藤専門委員 山形では出し手、借り手がお手々つないで来ないと受け付けませんというものが、今までずっと続いていたのですけれども、いよいよ今回改正になるということから円滑化団体、いわゆるJAですけれども手を引いて農業委員、それから農地利用最適化推進委員がその借り手をきっちり探してということになりそうだということで、今、現場の農業委員等々が一生懸命今度やらないとなということで、現場のほう騒いでおります。

今まで円滑化団体をやってきたのは、もう本当に散り散りばらばらで集積どころか分散です。当然、その集落に余りいい人がいないなということであれば、ずっと遠くの集落から借り手を張り付けて、入り口は農業経営基盤強化促進法で入って、出口が中間管理機構でという形だったのです。

いよいよ集積になるなという段階で、今の現場の農業委員、推進委員の方々が困っているのが、きれいな田んぼはいいのですけれども、集落近隣の小さい田んぼとか、集落の真ん中にある田んぼとか、なかなか作りたくないような田んぼも自分たちが借り手を探さな

いとだめということで、ひよっとしたら今までだって、半分耕作放棄みたいな形になっていったものも含めて借り手を探す仕事が今度来るということです。

歓迎はしていますけれども、その点で何か中間管理機構が一旦受けたときに、例えば2、3年、またきれいな、圃場にして直す予算とか、例えば草刈りだけして保全するような予算とか、まだ借り手が見つからないような状況で、そういうのは予算があるのでしょうか。それを質問したいと思います。

○山北大臣官房審議官 まず小規模な関係でございますけれども、今いろいろな動きが出ているのは大事だと思います。JAが手を引いてという、今御指摘のような例だと引いてもらったほうがいいかもしれませんけれども、本当はいろいろなプレーヤーが地域できちっと連携した形で進むというのが何よりだと思います。

そういった小規模な田んぼについては、なかなかそういう方は難しいのですが、その意味でも人・農地プランは極めて意味があって、現地の話をとことんやっていく。その中であなたにここを任せましょうと、トータルとしてその人に行くということであるならば、そういったやや条件の悪いところも受けてもらう環境ができるのかなというようなことも考えるわけです。環境の悪いところだけを受けてくれと言っても、なかなか、それは受けられないだろうと思いますが、トータルで面積が、将来的なこういうことで自分に集まってくるという前提ができれば、そういう意味では人・農地プランをしっかりさせたいのが、まず大きなところではあります。

それと、耕作条件を少し改善するような事業は、予算としてかなり毎年増額を、そういう意味ではさせていただいているところでございます。ただ、県なり市町村なりの予算措置との関係で、現地で大いに活用される場所と一部なかなかというところも、声としては聞くところですので、引き続きその点については努力してまいりたいと思います。

それから、一時的に借りてその間管理するような予算という意味では、それは可能なことになっておりますけれども、やはり機構も借り手がおよそないところを借りて、ずっとお金を使って管理し続けるようなことはなかなか難しいと思いますので、そこはやはり将来的に、これはこういう形で手を入れれば、ちゃんと借り手が見つかるといったようなところについては、借りた上で整備をし、貸していくということかなと考えているところでございます。

○飯田座長 大田議長、どうぞ。

○大田議長 1点だけ、担い手の確保のところでは、5ページの一番上、「担い手の活動範囲に応じて、市町村が定める認定基準を広げる」というところで、これは非常に重要だと思うのですが「都道府県等が認定する仕組み等を設けてはどうか」と。この「都道府県等」の「等」と「仕組み等」の「等」は何ですか。

○山北大臣官房審議官 「都道府県等」の「等」は国でございます。

○大田議長 では、国と書いたらいいのではないですか。

○山北大臣官房審議官 仕組みというのは今まさしく調整中で、枠組みについては法制的

な整備も含めてさせていただきますということでございます。

○飯田座長 では、議長代理から何かありますでしょうか。

○金丸議長代理 再確認といえますか、農地中間管理機構をスタートして、一定の期間が過ぎて、その実績を評価してみて、課題が抽出をされて、それに対して今回対応しようということだと思います。趣旨はもともとがそうだったと思うのですが、農地利用最適化推進委員等も要するに現場に近い人たち、だから、地域に実際にいらっしゃって、地域が発展をすることと運命共同体みたいな人たちが情報連携して、より改善していきましようということさらには強化をしていこうという話だと理解していいですか。

農業委員会もこの規制改革会議の議論の最初のころは、農業委員会の存在意義に疑問を呈した委員の方々がいましたが、新しい農業委員会と、それから新たに設けた農地最適利用推進委員の連携が強化をされるということだと思います。

それから、随所にJAとか出てくるのですが、このJAも農協法の改正以降の現在自己改革をお進めいただいている、相当改革が進んでいるとは聞いておりますので、そういう新しいJAの人たちが、新しい価値観で御参画をいただくという理解でよろしいですね。

それから、地域の話の中で、前回、藤田専門委員からは新潟では、もちろんJAの協力もあるのだと思いますけれども、農業法人協会の皆さんの御協力等もあったので、民間組織をこの文書の中に登場させるときには、フラットに幾つかの組織体、組織名をちゃんと書いていただいて、誤解のないようになさったほうがいいのではないかなと、最後に要望したいと思います。

○飯田座長 いかがでしょうか。

○山北大臣官房審議官 金丸議長代理がおっしゃるとおりだと思います。一体となつてということですが、ただそのときに、総論とかで書かせていただきましたけれども、まず、農業委員とか農地利用最適化推進委員は、法律上、農地の利用の最適化をしっかりと取り組んでいただく組織、この間の改革でも、まさしくそう位置付けさせていただいた。これは日本全国そういう役割をきちっと果たしてくださいということで書いています。そのために、そうは言いながらも人・農地プランということで、農業委員会の位置付けがはっきりしていたほうが仕事がしやすいといったようなことを踏まえて、この1ページの一番下はそう書いています。

それから、地域と一体となつて推進する体制は、地域の特性に応じて書かせていただいております。これはJAだったら全国一律とかそういうことではなく地域の特性に応じてなので、一部の県においては土地改良が農地問題を一番しっかりやっている、あるところは市町村、あるところは先ほども言ったように、JAが円滑化以前からやっている。そういう方々が、それぞれ得手不得手があるので、地域の特性に応じて連携する。全部が常と一緒にあってでは必ずしもないのかなということで、総論のところは、地域の特性に応じてと入れさせていただいてございます。

また、当然ながら農業委員会は新しい制度になっています。JAも新しい制度になってい

ると、そういう中でここには自己改革の芽として出てきている、あるいは対話も以前より進んできていると思いますので、そういった観点から農地についてしっかり取り組もうということならば、もちろんそれはプレーヤーとして参加していただくという前提だと考えております。

○飯田座長 この農地の集積・集約をめぐる議論は、これから変わっていく、成長産業になっていく農業、その農業のある意味スタートラインと言いますか、一番基軸をなすところかと思えます。農林水産省の皆様におかれましては、本日誠にありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、具体的対応についても、引き続き検討いただき、また、議論をさせていただければと思います。

それでは時間がまいりましたので、本日は以上といたします。

事務局から何かございますでしょうか。

○小見山参事官 次回の開催については、また改めて御報告を申し上げます。

○飯田座長 それでは、これで会議を終了いたします。本日はお忙しいところ、御参集いただきありがとうございました。